

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 5 月 11 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380130

研究課題名(和文)生命保険契約の流動化をめぐる法的研究

研究課題名(英文)A Study on the fluidization of Life Insurance Contracts

研究代表者

李 芝妍 (LEE, JIYEON)

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：10439333

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では生命保険契約上の主な権利と主体、被保険利益、生命保険契約の譲渡可能性について法的観点で考察した。そして、日本の法的・社会的環境を考慮して、生命保険契約の買取制度の実現可能性を検討した。この研究では、生命保険買取制度を本格的に実現できる状況ではないことが分かったので、その代替モデルの導入と対応策を考察した。

研究成果の概要(英文)：This research analyzed the legal view on the rights and subjects on life insurance contracts, the insurable interest, the possibility of life insurance portfolio transfer. The Research thesis reviews the institution's feasibility in Japan by taking Japan's legal and social environment into its consideration. And, This research concludes that Life Settlement institution is not feasible, and it introduces an alternative model and countermeasures.

研究分野：商法

キーワード：生命保険契約 契約譲渡 被保険利益 生命保険買取 保険証券

## 1. 研究開始当初の背景

人の死亡または一定の年齢までの生存に対して、一定の金額を支払うことを約束する生命保険（保険法2条8号）は、残された遺族などに対する経済的な資金を確保できるという死亡保障機能と、自分の老後の資金を確保できるという貯蓄機能（医療保障、老後保障）を有する。従来から日本では死亡保障型の生命保険が主に利用されている傾向があるが、諸外国においては死亡保障型より年金型や貯蓄型の保険利用が多い状況である。従って、日本においては貯蓄機能に関する積極的な検討・対応などは未だ不十分な状況である。ところで、近時において生命保険契約を締結する最も多い理由は、医療費や入院費のためとする貯蓄機能へのニーズであった。それは、少子高齢化社会に見合う社会保障制度の見直しが進んではいないが、まだまだ不完全・不十分な状況であるため、その補完策として生命保険が果たす社会的役割、自助努力への期待が高まっているからであると思われる。

少子高齢化社会が急速に進む今日において、高齢者の医療費と生活資金を確保するための対策は最も切実な問題であり、それは個人だけでなく社会的な観点で検討すべき重要な課題である。よって、保険契約者の重要財産の一つである生命保険契約を流動化できる合理的な方案を模索する必要があった。

## 2. 研究の目的

生命保険が有する財産的側面から生命保険契約に基づく諸権利と主体について再考察し、生命保険契約上の権利をめぐる利害関係と法的関係について分析解明することを考えた。そして、生命保険契約の流動化に伴う問題を解明するため、保険契約の被保険利益について再確認し、保険契約の譲渡可能性について分析し、生命保険契約者のニーズに合う合理的な在り方を考察することを本研

究の目的とした。

## 3. 研究の方法

研究方法としては、生命保険契約上の権利とその譲渡に関する考察を踏まえ、生命保険契約上の被保険利益を再考察し、流動化の可能性を法的観点で確認した。

比較研究としてイギリスにおける被保険利益の本質と最近の議論について調査・分析を行った。そして、アメリカとイギリスを対象として生命保険契約の流動化の代表的な類型である生命保険買取事業と証券化について比較法的考察を行った。さらに、日本における生命保険の流動化手法と関連業界の動向について検討し、少子高齢化社会に適合する生命保険契約のあり方について考察する方法で研究を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 生命保険契約上の権利と被保険利益

将来の不確実なリスクに備えるためのリスク保障制度である保険契約は財産権的性質を有している。保険契約の主な権利としては、保険金請求権と解約返戻金請求権、保険料積立金返戻請求権、保険契約者の貸付請求権などがあり、その権利をめぐる利害関係の衝突が生じることもある。そして、この財産権的性質によると、保険契約を担保として提供したり、第三者に譲渡したりできるようになる。

生命保険契約の流動化は生命保険契約の財産性と譲渡可能性に注目する必要がある。そして、保険金請求権を第三者に譲渡できるかの問題は生命保険契約と被保険利益の関係を保険金請求権の譲渡の観点で考察する必要がある。

保険契約の締結にはその保険契約によって保護される利益が必ず存在すべきであり、その利益を被保険利益という。損害保険契約では被保険利益の存在が強行法的に求めら

れているが、保険目的が多様な生命保険契約ではその法規定は設けられてない。そして、生命保険契約の被保険利益の存否について学説が分かれている。しかし、実際は英米法において被保険利益の存在を調査確認する内容に類似する内容で調査が行われたり、被保険者の同意を求めたりすることを鑑みると、少なからず被保険利益はあると思われる。

この被保険利益を根拠として保険金請求権の第三者への譲渡可能性を判断しており、被保険利益のない者に譲渡したとしても、それが賭博保険でなければ無効とする理由はないとし、生命保険契約が有する投資財的な性質と保険金請求権の財産権性を強調する見解がある（Mutual Life Ins. Co. of New York v. Allen, 138 Mass. 24(Mass.1884), 102）。そして、英米法的な観点からは生命保険契約にも被保険利益が強行法的に認められているし、賭博契約化される恐れもしくは被保険者の殺害危険などのモラル・リスクの発生を理由に被保険利益のない第三者への譲渡は禁じるべきであるとの見解がある。

日本では生命保険契約において被保険利益を求める法規定がないこと、保険契約の譲渡を禁ずる規定を設けていないことを鑑みると、一定の場合には制限的にその契約譲渡を許容できると思われる。

なお、被保険利益について検討した結果、従来から生命保険契約でも厳格に被保険利益を求めていたアメリカとイギリスにおいて被保険利益と同意主義を併行する傾向が見られるようになったことに気づいた。特に、イギリス法改正委員会の被保険利益の改革関連報告書（Reforming Insurance Contract Law Issues Paper 10 Insurable Interest : updated proposals, March 2015）では、被保険利益の認定範囲を大幅に拡張し、その本質も被保険者の死亡によってある経済的または金銭的損害を被ることになる合理的な予想程度に緩和することを提案されていた。

生命保険契約に被保険利益を認めるべきか否かの問題は生命保険契約の流動化と深い関連性があるため、財産権的側面で生命保険契約の被保険利益を同意主義との併行できるかについて再考察することを今後の課題にしたいと考えられた。

## （２）生命保険契約の譲渡上の問題

保険契約の譲渡に関する保険法上の定めはないが、判例と学説はその譲渡可能性を認めている。また、保険実務においても約款で保険契約者変更（保険契約に基づく権利の譲渡担保に相応する担保手法）に関する定めを設けてその譲渡可能性を認めているが、保険者承諾要件を定めて制限を加えている。すなわち、保険契約者は被保険者の同意と保険者の承諾を得ることで、保険契約上の一切の権利義務を第三者に譲渡できるようになる。

契約譲渡において譲渡契約当事者の合意だけでなく他当事者の承諾を求めることについて、判例と通説は一般的に認めている（内田貴『民法。債権総論・担保物権（第三版）』244～245頁、東京大学出版会、2005年）。しかし、譲渡人に債務が存在しない場合は、契約譲渡による免責的債務引受は伴わないので他当事者の承諾は不要となる。この契約理論からすると、生命保険契約の約款に保険者承諾要件を定めていない場合、保険料債務が残っていないケースでは、生命保険契約を譲渡する際、保険者の承諾は必要なく、単に保険者へ通知すればよいことになる。

生命保険契約の譲渡に際し、保険約款で保険者承諾要件が定められていることは妥当であると思われるが、保険者承諾の判断基準が明確ではないため、その判断の合理性に疑問を抱く場合もある。特に、保険料債務がない状況で、モラル・リスクの増大可能性も低く、被保険者の同意もあるにもかかわらず、保険者が合理的な理由なく承諾しないと、消費者契約法10条に反することになると考え

られる。従って、生命保険契約の譲渡に一括して保険者承諾を求める約款条項の変更を提案する。

### (3) 生命保険契約の流動化手法と保険業界の動向

生命保険契約の主な流動化手法として生命保険買取制度がある。日本においても生命保険買取会社が存在しており、生命保険買取契約による保険契約者変更をめぐる争われた事例もある。すなわち、モラル・リスクの増大可能性は乏しい事案であったが、一般的・抽象的な解釈に基づいて生命保険買取契約により保険契約者変更を求めた原告の請求を棄却した東京地裁平成 17 年 11 月 17 日判決がある。

その反面、アメリカとイギリスでは早くから生命保険証券を私人間において自由に譲渡・譲受できる財産権の一つとして認めていた。

アメリカの場合、末期患者の余命を測定して事業化したのがその始まりであったが、徐々に買取対象が拡大されて、最近では慢性疾患患者だけでなく長期療養が必要である看病患者、高齢者の生命保険も買い取るなど、その市場は著しく変化している状況である。それにより、保険証券の詐欺的購買行為、STOLI 取引の出現、余命算出期間の虚偽表示などの問題が多発するようになり、社会的な問題となった。それは、買取事業の取引類型が投資者を募集して大規模のファンドを作る証券化になったことの影響が大きいと考えられる。純粋な買取事業より変形的な事業形態が多くなったアメリカでは、アメリカ証券委員会による強い制裁と各州の保険監督機関による厳しい規制、NAIC と NCOIL のモデル法の制定などを通じてその逆機能を防ぐための努力を重ねている。

生命保険契約を流動化できる有用な手段でもある生命保険の証券化は一般債権と異

なる性質を有するため、より確実な安全対策と運用管理が必要であり、経済的なニーズだけで安易に一般化するのは困難であると考えられる。

イギリスでは 1844 年に Foster&Cranfield によって生命保険の買取事業が行われ、1899 年からその流通市場が発達しているが、近年のイギリスにおいて特に生命保険契約の加入率が非常に低い状況となっている。それは、イギリスのドリュューベリー保険会社が国内の有職者 1820 人（77%が世帯者で 48%は子供のいる世帯）を対象に実施した 2015 年の調査で確認しているが、自動車保険と家財保険の加入率が 75%と 71%と最も高いのに対し、生命保険の加入率はわずか 38%であったことが確認できた。その理由として考えられるのは、社会福祉制度の充実により生命保険契約の必要性を認識する人が少なくなっているからであろう。このような背景があり、イギリスでは加入率の低い生命保険をめぐる流動化などの議論は注目されなくなったと考えられる。

日本では生命保険契約に被保険利益を積極的に認めておらず、同意主義を採用している現状からすると、生命保険の賭博保険への防止策は不十分な点があると思われる。そこで、日本もアメリカとイギリスのように同意主義のみならず、被保険利益との併行を提案したい。

現在、生命保険契約の財産性に基づく活用策として、リビングニーズ特約、解約返戻金、保険契約者貸付、保険金請求権の譲渡・質入などがあるが、いずれもその実効性には疑問がある。 に関しては、余命 6 カ月の要件と医師の余命判断に問題があるし、

に関しては、保険金額に比して非常に低額であり、 も解約返戻金の範囲内で保険会社が行う貸付であるため、低額である。そして、

は最も有効な資金調達方法とされているが、保険事故発生前の保険金請求権などはま

だ具体的な金銭債権ではないためその実効性に課題が残されている状況である。従って、低価の解約返戻金をより透明化・明確化して適切な金額設定できるよう規制していく必要があり、解約返戻金の透明性を強化したドイツの保険契約法が参考になると考えられる。そして、生命保険契約の担保機能と生前給付商品もより活性化させる必要がある。また、生命保険契約の買取制度を利用した場合、モラル・リスクの増大可能性が乏しいときは制限的にその利用を可能とすべきであると考えられる。そのためには、生命保険買取制度の法的根拠規定と被保険者の保護規定などを設ける必要があり、投資者保護のための投資運用上の基準を明確にする必要があると思われる。そして、生命保険買取業に対する厳しい監督機関の監督機能も求められると考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7 件)

李芝妍「生命保険契約の流動化をめぐる法的研究」東洋法学 61 巻、掲載予定(2017 年)、  
査読無

李芝妍「日本改正保険業法の主要内容に関する考察」月刊生命保険 450 号 48~61 頁  
(2016 年)、査読無

李芝妍「生命保険契約と保険料不可分の原則」月刊生命保険 446 号 44~51 頁(2016 年)、  
査読無

李芝妍「韓国における生命保険買取制度をめぐる議論の経過と展望」アジア文化研究所研究年報 50 号 274~276 頁 翻訳(2015 年)、  
査読無

李芝妍「韓国における保険関連法の制定・改正状況と今後の課題」保険学雑誌 626 号 93~106 頁(2014 年) 翻訳、査読有

李芝妍「日本民法(債権関係)の改正動向と保険契約」法学論叢第 31 集 2 号 25~36

頁(2014 年) 査読有

李芝妍「韓国の改正商法(保険編)について」東洋法学 58 巻 1 号 151~167 頁(2014 年)、査読無

〔学会発表〕(計 2 件)

李芝妍「日本における改正保険業法の主要内容」韓国保険学会創立 52 周年記念学術大会、2016 年 5 月 27 日招待報告、韓国

李芝妍「韓国における生命保険買取制度をめぐる議論の経過と展望」通訳・翻訳・司会、2015 年 12 月 4 日、東洋大学アジア文化研究所国際シンポジウム、東洋大学(東京都・文京区)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

李芝妍(LEE JIYEON)  
東洋大学・法学部・教授  
研究者番号：10439333